

生駒市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(サービスの定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスであって、旧介護予防訪問介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」と

いう。)第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)

による改正前の法(以下「平成26年改正前法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)に相当するサービスを、指定事業者の指定を受けた者(法人に限る。以下同じ。)が提供するものをいう。

- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスであって、整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。以下同じ。)に相当するサービスを、指定事業者の指定を受けた者(法人に限る。以下同じ。)が提供するものをいう。

(事業の内容)

第5条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第115条の4第1項第1号の事業として次に掲げる事業

- ア 第1号訪問事業
- イ 第1号通所事業
- ウ 第1号生活支援事業
- エ 第1号介護予防支援事業

- (2) 法第115条の4第1項第2号の事業として次に掲げる事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項各号に掲げる事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(事業の実施方法)

第6条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1の(1)ア(エ)①の(a)か

ら（d）まで（ただし、一般介護予防事業にあっては、同第2の1の（1）ア（エ）①の（a）、（b）又は（d）に限る。）のいずれかにより行うものとする。

（第1号事業支給費の支給）

第7条 第1号事業の額は、通知別記1第2の1の（1）ア（カ）①の（b）及び（c）、同イ（ア）の①（e）、②（e）及び⑤（e）並びに同イ（イ）の①（e）及び②（e）並びに同別添1に定めるほか、市長が別に定める。

2 第1号事業支給費の額は、前項の額の100分の90に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用、当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として法第61条の2第1項に規定する政令で定める額の合計額及び居宅要支援被保険者等が第1号事業に要した費用その他の費用又は事項を勘案して特に必要があると認める場合においては、前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。

4 法第59条の2第1項本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）について第1項又は前項の規定を適用する場合においては、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。

- 5 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項又は第3項の規定を適用する場合においては、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、第3項中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。

（支給限度額）

第8条 省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者に係る第1号事業支給費の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。

- 2 前項の規定に関わらず、利用者の状態により、市長が特に認めた場合は、前項中「要支援1」とあるのは「要支援2」と読み替えることができる。

- 3 第1号事業支給費の支給限度額の算入対象となるサービスの範囲は、市長が別に定める。

（高額介護予防サービス費相当事業）

第9条 市長は、通知別記1第2の1のア（コ）及び（サ）の例により、高額介護サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当事業費の支給に関し必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3に準ずる。

（指定事業者の指定）

第10条 法第115条の45の3第1項の指定（以下「指定」という。）の申請は、サービス事業を行う者が、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働省告示」

という。)で定める様式に次に掲げる事項を記載した書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の登記事項証明書又は条例等
- (2) 運営規程
- (3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (4) サービス提供責任者の経歴書
- (5) 生活相談員又は支援相談員の経歴書
- (6) 資格証の写し
- (7) 事業所平面図
- (8) 事業所建物等の権原を示す書類の写
- (9) 事業所の写真
- (10) 事業所の設備の概要
- (11) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (12) 誓約書
- (13) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (14) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- (15) その他市長が指定に関し必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、生駒市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（不指定）通知書（様式第1号）により、同項の申請をした者に通知するものとする。

（指定の更新）

第11条 指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第115条の45の6第1項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、厚生労働省告示で定める様式に前条に掲げる書類を添えて

市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定更新の可否を決定し、生駒市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新（更新申請却下）通知書（様式第2号）により、同項の申請をした者に通知するものとする。

（指定事業者の基準）

第12条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める基準に従い事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス

ア 事業者が行う指定介護予防訪問介護相当サービス（整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る訪問型サービスを含む。） 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）

イ 事業者が行う緩和した基準によるサービス 市長が別に定める基準

(2) 通所型サービス

ア 事業者が行う指定介護予防通所介護相当サービス（整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る通所型サービスを含む。） 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）

イ 事業者が行う緩和した基準によるサービス 市長が別に定める基準

(3) その他の生活支援サービス

ア 事業者による配食サービス 市長が別に定める基準

イ 事業者による訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供 市長が別に定める基準

（変更の届出等）

第13条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項各号で定める事項に変更があったときは、10日以内に、厚生労働省告示で定める様式により、市に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省告示で定める様式により、市に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開しようとするときには、厚生労働省告示の様式を市に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、生駒市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消・停止通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(事業の委託)

第15条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者(省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に定める基本チェックリスト(以下「基本チェックリスト」という。))の記入内容が事業対象基準に該当し、かつ、第19条の規定により介護予防ケアマネジメントを受けることにつき市に届け出た者(以下「事業対象者」という。)に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、法第115条の47第1項の厚生労働省令で定める者)に委託することができる。

(補助)

第16条 市長は、別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対してサービス事業(介護予防ケアマネジメントを除く。)を行う者に対して補助するこ

とができる。

（事業者に対する指導及び監査）

第17条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第15条の規定により委託を受けて総合事業を実施する者及び前条の規定により補助を受けて総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

2 前項の指導及び監査について必要な事項は、市長が別に定める。

（受託者の遵守事項）

第18条 法第115条の47第4項に基づき総合事業を委託する場合は、受託者は、省令第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

（第1号事業の利用の手続）

第19条 居宅要支援被保険者等は、第1号事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。）は、介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

（事業の利用料）

第20条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1の（1）ア（エ）の①（a）から（c）の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の生駒市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定の申請及び

指定の更新の申請について適用し、施行日前の指定の申請及び指定の更新の申請については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の生駒市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。